

(社福)長野県社会福祉事業団 「改革実施プラン」

平成 16 年 (2004 年) 9 月

長 野 県

目 次

はじめに	1
第1章 (社福)長野県社会福祉事業団の概要	2
1 団体の沿革及び目的	2
2 組織体制	2
3 事業内容	4
第2章 改革の方向性	6
第3章 県が取り組む改革	8
1 本部事務局	8
2 西駒郷	8
3 障害者福祉センター「サンアップル」	10
4 水内荘	11
第4章 事業団が取り組む改革	12
1 改革の基本方針	12
2 改革の具体的内容	12

はじめに

社会福祉法人長野県社会福祉事業団(以下「事業団」という)は、昭和40年4月の設立以来、知的障害者援護施設水内荘の設置運営、県立知的障害者総合援護施設西駒郷の受託経営をはじめ、障害者福祉センター(サンアップル)の受託経営等、障害者を対象とした福祉施設の運営を中心とした支援事業を行い、県内の社会福祉の増進を目的として事業を展開してきました。

近年では、社会福祉施策の充実により、民間社会福祉施設の発展とともに経営主体である社会福祉法人の成長が進み、事業団としての特色ある取り組みが期待されてきています。

また、このような社会福祉分野における民間サイドの発展及び地方分権に伴い、公立社会福祉施設の運営の委託を原則として社会福祉事業団に限っていた厚生労働省の通知(いわゆる「46通知」)の解釈が平成14年8月に変更され、公立施設であっても民間社会福祉法人への委託経営が可能となりました。

さらに、平成15年度から導入された支援費制度において、これまでの措置費による運営に比べ、利用料収入の弾力的な運用による効率的な施設経営が可能となるなど、近年の社会福祉基礎構造改革により、社会福祉事業を取り巻く状況は大きく変化し、利用者のニーズに的確に応えられる福祉サービスの提供が求められています。このことは、民間施設のみならず公立施設についても同様です。

このような状況の中で、県は、財政的あるいは人的関与を行ってきた外郭団体の見直しを進め、平成16年2月に長野県行政機構審議会から「県の外郭団体の見直しについて」が答申されました。同年6月には、この答申を受け、外郭団体の改革を実施するに当たって、団体や他の出資者等にその趣旨や必要性を認識していただき、理解を得ながら共に取り組む上での県の基本姿勢を示す、『長野県出資等外郭団体「改革基本方針」』を決定しました。

この改革基本方針では、事業団について、「県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す」こととしております。

また、この改革基本方針に先立ち、平成16年3月に「西駒郷基本構想」が策定され、西駒郷の将来のあり方とともに知的障害者の地域生活移行を積極的に支援していくことを主眼とした方向性が示されました。

この改革基本方針及び西駒郷基本構想に基づき、これまで行ってきた福祉サービスの質の低下をきたさないよう配慮するとともに、プロパー職員の処遇を考慮しながら、事業団と県の共同作業により、事業団改革の方向性を実施プランとしてまとめました。

第1章 (社福)長野県社会福祉事業団の概要

1 団体の沿革及び目的

(1) 設立

昭和40年4月2日

(2) 目的

長野県における社会福祉の増進を図るために必要な事業を行うとともに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供できるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的とする。

2 組織体制 (平成16年8月1日現在)

(1) 役員

理事 9名(うち常勤1名)

監事 2名

(2) 評議員 19名

(3) 職員 176名(うち県派遣職員8名)

本部・事務局 7名(うち県派遣職員3名)

水内荘 28名(うち県派遣職員1名)

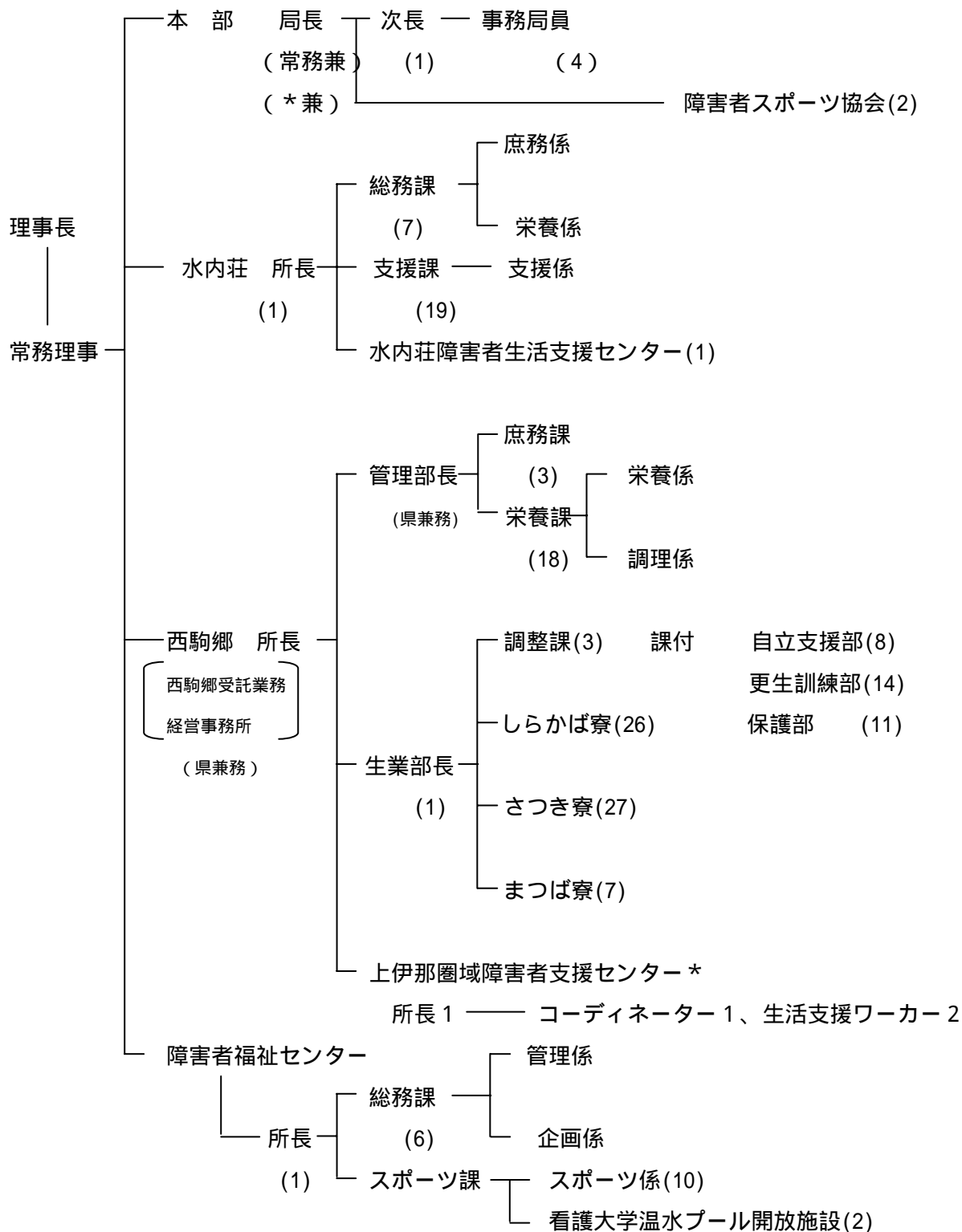
西駒郷受託業務経営事務所 122名

障害者福祉センター 19名(うち県派遣職員4名)

(4) 組織 次頁組織図参照

組 織 図 (平成16年8月1日現在)

職員 176名(県派遣8名、プロパー116名、臨任39名、嘱託13名)



3 事業内容

(1) 県が関与している事業

(派遣職員数：平成16年8月1日現在、予算額：16年度当初)

ア 本部の運営

[県の関与] 派遣職員3名

(事務局1名、障害者スポーツ協会事務局2名)

補助金174,692千円

イ 知的障害者援護施設「水内荘」の設置経営

知的障害のある18歳以上の利用者を保護するとともに、更生に必要な生活の援助と個々に合った作業訓練を行っています。

・定員 入所部門70名 通所部門19名

[県の関与] 派遣職員1名

ウ 知的障害者総合援護施設「長野県西駒郷」生業部の作業援助、生活援助、給食業務及び「西駒郷会館」の受託経営

知的障害のある18歳以上の利用者に対し、自活に必要な生活の援助と、個々に合った授産活動を行っています。

・入所定員 500名 うち生業部(授産部門)関係250名

[県の関与] 委託料614,078千円

エ 長野県障害者福祉センター「サンアップル」の受託経営

スポーツ、レクリエーション、文化活動、各種研修会等を通じて、障害者の健康増進と社会参加を促進するとともに、ふれあい交流の輪を広げるための便宜を総合的に提供する施設として事業を行っています。

また、県看護大学内に設置した障害者水泳支援センター駒ヶ根「サンSPORT」においても、水泳教室や大会を開催しています。

[県の関与] 派遣職員4名

委託料311,234千円

オ 社会福祉振興融資事業

○ つなぎ資金

施設の整備や経営にあたり、補助金等が交付されるまでの間のつなぎに必要な資金の貸付を行っています

○ 設置者負担金

施設の整備を行うにあたり、設置者が負担する資金の貸付を行っています。

[県の関与] 貸付金の原資の貸付 150,000 千円

カ 社会福祉施設等職員修学資金貸与事業

介護に関する専門知識・技術を有する介護福祉士の確保・定着を図るため、養成施設在学中で将来県内の社会福祉施設等において介護業務に従事する意志を有する者へ修学資金を貸与しています。

[県の関与] 補助金 18,776 千円

(2) その他の事業団事業

ア 知的障害者地域生活援助事業「グループホーム」の設置及び運営

[水内荘関係]

・伊豆毛の家 入居者 4 名

・中尾の家 入居者 5 名

[西駒郷関係]

・小城の家 入居者 6 名

・駒ヶ根ハイツ 入居者 4 名

・おおがやホーム 入居者 5 名

・北大出庄屋 入居者 4 名

イ 上伊那圏域障害者生活支援センター及び水内荘障害者生活支援センターにおける障害児(者)地域療育等支援事業等の実施

在宅障害児(者)の地域での生活を支えるための障害児(者)地域療育等支援事業、地域において生活している障害者に対する就業・生活支援のための障害者就業・生活支援事業、施設に入所している障害者の地域移行支援等を行っています。

第2章 改革の方向性

事業団は、平成16年3月までは知事が理事長に就任しており、理事および本部事務局職員への県職員の派遣や運営費に対する財政支援など県の関与のもとに運営されてきました。

しかし、民間社会福祉法人の量的・質的發展に伴い、独自の特色ある運営や、ニーズにあったサービスの提供など、プロパー職員の方々がより自律的に自らの団体を運営できるような体制に変えていくことを目指して改革を進めていきます。

また、平成15年4月から支援費制度が導入されたことにより、社会福祉事業団についても他の社会福祉施設と同様に、基本的には支援費による運営に移行していきます。

なお、平成16年3月に策定した「西駒郷基本構想」() (以下「基本構想」という)は、平成24年度を目標年度としていますが、地域生活移行の状況により、また社会環境の変化等に対応できるよう、施設整備計画を含め平成18年度に見直しを行うこととしています。

そのため、基本構想の内容を前提としている本プランについても、その見直しと連動して内容の修正を図ります。

【改革のスケジュール】

年 度	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
本 部 事 務 局	融資事業等の県直 営化・廃止 県職員派遣 運営費補助				
西 駒 郷	事業団を指定管理 者に指定 県職員派遣			基本的に支援費 収入による運営	
障 害 者 福 祉 セ ン タ ー (サンアップル)	県職員派遣	指定管理者制度移行			
水 内 荘	県職員派遣の廃止 (16年度末)				

「西駒郷基本構想」の概要

1 目的

ノーマライゼーションの理念に基づき、西駒郷のあり方とともに、全県の知的障害者の地域生活移行と居住環境の改善を図るための具体的な方策を明らかにするもの。

2 対象とする期間

長期的な観点も視野に入れ、平成15年度から24年度(10年間)を構想期間とする。

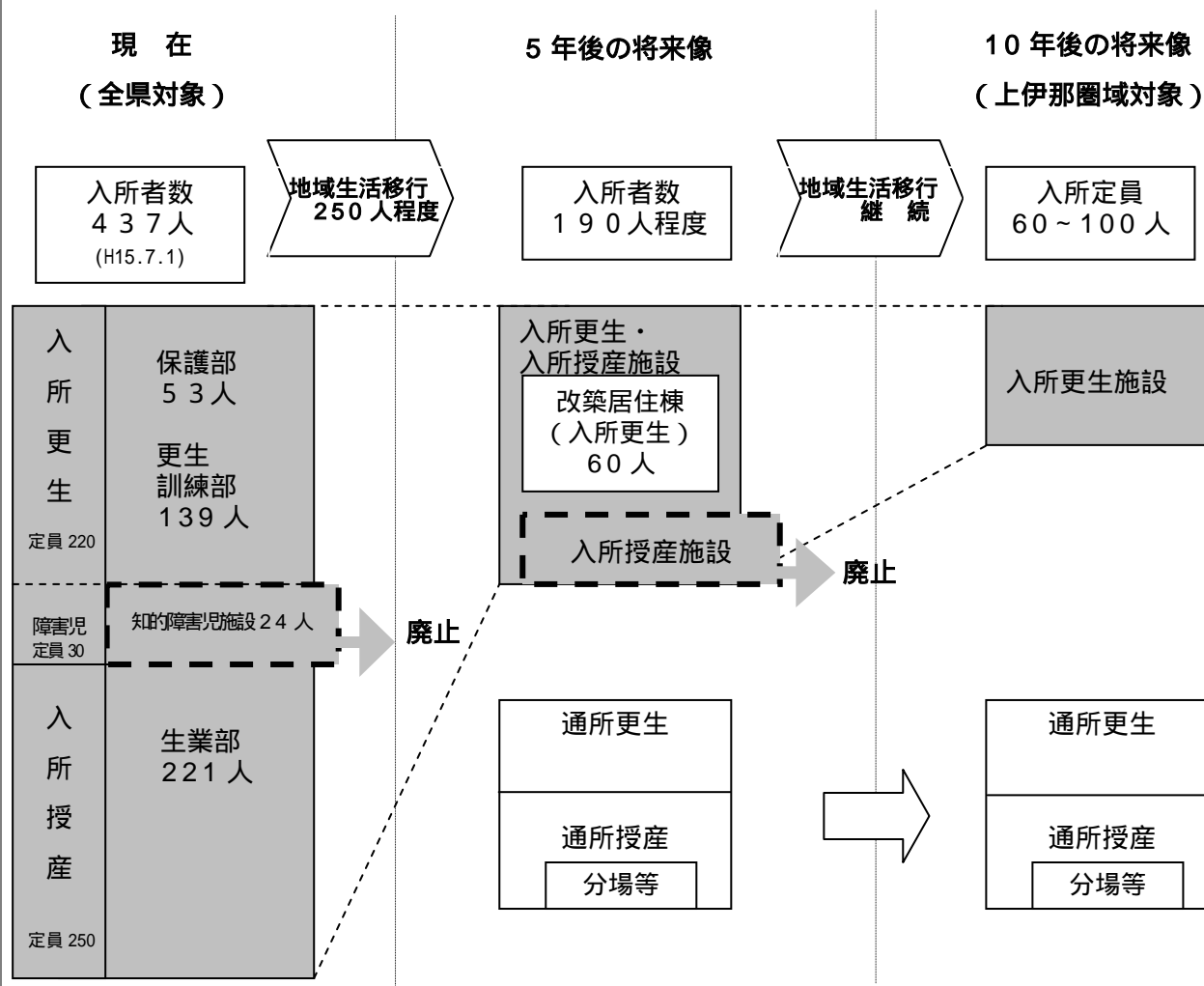
地域生活移行の状況及び社会環境の変化等に応じ、平成18年度に見直しを行う。

平成15年度から19年度までの5年間で地域生活移行を集中的に進める期間とする。

地域生活移行計画

(単位：人)

年 度	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
入所者数(年度当初)	4 3 7	4 0 5	3 4 0	2 7 5	2 2 5
地域生活移行者数	3 2	6 5	6 5	5 0	3 8
入所者数(年度末)	4 0 5	3 4 0	2 7 5	2 2 5	1 8 7



第3章 県が取り組む改革

1 本部事務局

事業団に対する県職員の派遣を平成18年度末で廃止し、運営費の補助を終了します。

なお、現在県職員2名を事業団に派遣する形で運営している長野県障害者スポーツ協会事務局については、今後そのあり方を検討し、平成19年度から事業団と分離する形をとります。

社会福祉振興融資事業については、貸付の必要性が低下していることから、平成16年度末で廃止します。

また、社会福祉施設等職員修学資金貸与事業（介護福祉士修学資金貸与事業）については、事業の目的である県内の社会福祉施設への介護福祉士の定着に関して、一定の成果が得られたことから、平成16年度をもって新規貸付を廃止し、平成18年度以降、債権管理業務に関しては県が直接実施します。

なお、民間社会福祉施設整備利子補給事業（注1）及び心身障害者扶養共済事業（注2）については、県と社会福祉事業団との役割を整理し、既に平成16年度から県により直接実施しています。

（注1）社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構（旧社会福祉・医療事業団）から、その施設の整備資金を借り入れた場合の約定利子に係る経費について、補助するもの。

（注2）心身障害者の保護者が死亡又は、重度障害となった後に心身障害者本人に年金を支給することにより、心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図るもの。

2 西駒郷

（1）現況と課題

西駒郷は、全国に先駆けて開所した、県内唯一の知的障害者コロニーとして、県内の知的に障害を持った方々を保護、支援する施設として大きな役割を果たしてきました。

県では、平成16年3月に「西駒郷基本構想」を策定し、知的に障害のある方たちが、地域社会で普通に暮らす社会を実現するために、平成15年度から19年度までの5年間を地域生活移行推進プランの期間とし、地域生活移行を集中的に推進しています。

現在、西駒郷の施設の設置及び管理は県が直接行う一方、施設の運営は、更生訓練部、保護部については、県が直接行い、生業部については、事業団に業務を委託するという全国的にも稀な経営形態となっています。

(2) 今後の方向性

近年の社会福祉施策の充実発展、民間社会福祉法人の成長により、県が直接社会福祉サービスを提供する意義は低下しています。

さらに、県の厳しい財政状況に鑑み、「民間にできることは民間に」という発想のもと、最高の住民サービスが提供できる体制を整えることが、県民の期待に応えることであると考えます。

これを実現するために、県は西駒郷を事業団に全面委託することとします。委託の方法は、現在の業務委託による方法ではなく、施設の維持管理から運営までをトータル的に委託する、指定管理者制度に基づいた委託方法を採用することとします。

(3) 全面委託の意義

全面委託により、事業団がこれまでのノウハウや経験を生かしながら、自律的に経営することが可能となり、西駒郷を中心とした法人全体のビジネスプランを創り上げることが可能となります。また、事業団が一つの経営体として、西駒郷における成功事例を積み上げることにより、地域住民のニーズに基づいた新規事業の開拓への意識が高まるものと考えられます。具体的には、上伊那地域の在宅の知的障害者を支援する通所更生施設や通所授産施設の経営、広大な敷地を活かした障害のある方とない方の交流事業などが考えられます。

また、県職員では困難であった柔軟な雇用形態を導入することが可能となり、コストダウンを図りつつ、きめ細かなサービスを提供することができると考えられます。

(4) 全面委託の手続き

全面委託の時期については、事業団の改革を早期に着手し、また、利用者の地域生活移行を前述の集中期間内に効果的に進める観点から、平成17年4月から全面委託することとします。

指定管理者を指定するには、公募により複数の法人からの申請に基づき指定することが原則ですが、西駒郷の場合は、事業団が昭和52年から27年の長期にわたって西駒郷の経営を受託してきた実績があり、その経験とノウハウを活用することが利用者に対してよりよいサービスを提供できること、また、利用者及び保護者との信頼関係を形成する最善の方法であることから、事業団を指定管理者とする方向で検討します。

(5) 県の具体的な関与の見直し

今後、県としては、継続して利用者の地域生活移行を円滑に進める必要があることに加えて、これまでの県職員のノウハウを事業団の職員に伝え、利用者へのサービスが低下することのないようにする必要があることから、平成19年度までは事業団へ県職員の派遣を行うとともに、運営に必要な経費と利用者からの支援費収入との差額について財政支援を行います。

平成20年度以降は、他の民間社会福祉施設と同様、原則として、支援費収入のみによる運営とします。

ただし、以下の経費については、引き続き事業団に対する財政支援を行います。

利用者の地域生活移行の推進に必要な経費

県立施設として、他の民間社会福祉施設で受け入れが困難な重度の利用者のために加配する支援職員の人件費相当分

県有地及び県有施設の維持管理に必要な経費（敷地管理、植栽管理等）

3 障害者福祉センター「サンアップル」

(1) 今後の方向性

平成15年の改正地方自治法により、指定管理者制度が導入され、現に管理委託している公の施設については、施行後3年以内に指定管理者による管理に移行するか県直営とすることとなっていることから、障害者福祉センターについても平成18年度から指定管理者による管理に移行します。

障害者福祉センターについては施設の管理運営だけでなく、施設を活用して個々の障害者に合った様々なスポーツプログラムをコーディネートする役割を持つとともに、県内全域の障害者に対してスポーツの機会を平等に提供すべく、個人や各団体間のネットワークを構築する役割が非常に重要です。

そのためには、障害者に対する深い知識、障害者スポーツ指導の専門的技術及び芸術文化活動に対する経験が豊富なコーディネーターが必要となります。

したがって、県としては、障害者福祉センターの指定管理者は、これまで県内各地においてこうした専門的な知識と技術を培ってきた、経験豊富な事業団を含め、候補団体を公募の上、上記の観点を踏まえて指定管理者を指定していきたいと考えています。

(2) 県の具体的な関与の見直し

現在、障害者福祉センターの運営のために、4名派遣している県職員について、平成16年度末に1名、平成17年度末にはすべての派遣を廃止します。

なお、施設運営の経費については、指定管理者制度の導入により管理コストは縮減されると考えられますが、障害者に低額な料金でサービスを提供するという施設設置の目的から、利用料収入のみでの運営は困難であると考えられるため、県が必要な財政支援を行っていきます。

4 水内荘

事業団独自の施設については、事業団職員による自律的な運営が望ましいことから、県職員1名の派遣を平成16年度末で廃止します。

第4章 事業団が取り組む改革

事業団は、平成17年3月を目途に、計画年度を平成17年度から20年度として、県の「改革実施プラン」と整合を図りつつ、「長野県社会福祉事業団改革アクションプラン」を策定します。

1 改革の基本方針

事業団は、地域における障害者のための新規事業を展開するなど、本部の調整のもと、各施設が連携して地域の障害者福祉の向上に努めます。

その中で、水内荘及び西駒郷は、順次入所施設利用者定数を縮小して、障害者の地域生活移行を推進しつつ、住環境の整備や質の高いサービスの提供により、施設利用者の「生活の質の向上」を図るとともに、療育事業や相談業務をはじめ、障害者の地域での生活を支援します。

また、障害者福祉センターを中核として、地域との連携による障害者のスポーツ及び文化活動を全県的に展開します。

2 改革の具体的内容

(1) 事業団の運営

施設運営の継続とともに、地域における障害者のための新規事業を展開し、支援費、受託事業収入等により収入を確保しつつ、効率的な組織体制の整備及びその運営を図ります。

また、希望退職制度の導入、新規事業等への職員の公募制、目標管理、人事考課等の新たな人事制度及びそれらと連動した新たな給与体系を導入し、職員の能力を最大限に引き出します。

(2) 本部

本部は、当事業団が運営する各施設において、利用者本位のサービスを提供し、その適切な評価のできる組織体制を整備するとともに、各施設の連携を図りつつ、職員の能力が最大限に発揮できるように、効果的な職員研修を実施します。

また、支援費制度による自律的な運営を行うために、各施設と協力して新規事業の導入を促進するとともに、組織、人事及び給与制度を有機的に結びつけた新たな人事管理制度を確立します。

(3) 西駒郷

ア 西駒郷は、平成17年度に新たに導入される指定管理者制度のもと、事業団が指定管理者として県から指定され、施設の全面的な管理運営を担うべく対応します。

イ 県が平成16年3月に策定した「西駒郷基本構想」に基づき、事業団が県と調整しつつ、本年度内に「西駒郷運営計画」を策定します。

ウ 「西駒郷運営計画」に基づき、当面の間は県から派遣職員を受け入れながら、利用者の生活の質の向上を図りつつ、地域生活移行を推進するとともに、施設の効率的かつ健全な経営を行います。

(4) 障害者福祉センター「サンアップル」

ア 障害者福祉センターは、新たに導入される指定管理者制度のもと、平成18年度に県から当事業団が指定管理者と指定され、施設の全面的な管理運営を担い、さらに障害者に利用しやすい施設を目指すべく、本年度から「障害者福祉センター基本構想」策定等の準備を進めます。

イ 障害者のスポーツに関しては専門スタッフを配置し、県内の障害者スポーツの拠点施設となるよう、効率的かつ健全な経営を行います。

また、県内全域への障害者スポーツの普及、人口拡大を目指し、各種館外スポーツ事業を実施するとともに、地域関係団体等との連携を強化し、地域のスポーツリーダー、ボランティア等の養成、支援を計画的に実施します。

ウ 文化活動に関しては、地域生活移行した利用者及び在宅障害者の更なる社会参加の促進が図られるように、地域関係団体等との連携を強化し、地域の活動に携わるリーダーやボランティアの養成を図るとともに、障害者の創造的活動を支援します。

(5) 水内荘

水内荘は、平成16年度から20年度までを対象期間として、本年度に策定する「水内荘基本構想」に基づき、利用者への生活の質の向上と地域生活移行を推進しつつ、独立採算のもと施設の効率的かつ健全な経営を行います。

(6) 地域生活移行した利用者及び在宅障害者への支援

ア 水内荘及び西駒郷は、県内各市町村、各地域のサービス提供者等と連携を図りつつ、水内荘及び西駒郷からグループホーム等に地域生活移行した利用者への支援を行います。

イ 地域生活に移行した利用者及び在宅障害者への支援のため、水内荘・西駒郷及び障害者支援センターにおいて次の新規事業を展開します。

通所授産施設

通所更生部門

福祉工場(西駒郷)

居宅3事業(ショートステイ、デイサービス、ホームヘルプ)

タイムケア事業

(7) 障害者生活支援センター

「上伊那圏域障害者生活支援センター」及び「水内荘障害者生活支援センター」は、速やかに、西駒郷及び水内荘からそれぞれ機能的に独立しつつ、本年度秋に県が設置を予定している各圏域単位の「障害者総合支援センター」に参加し、相談事業を中心に上伊那圏域及び長野圏域の障害者の地域生活の支援に積極的に取り組みます。

以上の改革の基本方針及び具体的内容を踏まえ、事業団は、新しい法人経営のシステム(人事・給与制度等)について、労使間の合意形成を図りつつ、アクションプランを策定し、改革を着実に実行してまいります。